

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令案及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令案の概要

1. 改正の趣旨

- 社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士国家試験の実施にあたっては、受験手数料で試験運営経費を賄うこととしているが、受験申込者数の減少、物価・人件費の高騰等の影響により、令和6年度以降、試験運営経費が受験手数料収入を大幅に上回っている。令和8年度以降も継続して国家試験を実施するため、下記のとおり改定を行う。

2. 改正の内容

① 社会福祉士試験の受験手数料について

(一般受験者の手数料は社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和62年政令第402号)第12条第1項、科目免除者・同時受験者の手数料は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第6条の2第2項の改正)

	【現行】	→	【改正後】
○ 社会福祉士試験受験手数料(一般受験者)	19,370円	→	24,300円
○ 社会福祉士試験受験手数料(科目免除者(※1))	16,230円	→	20,460円
○ 社会福祉士試験受験手数料(同時受験者(※2))	16,840円	→	21,720円

※1 一般受験者とは、科目免除者及び同時受験者以外の者をいう。

※2 科目免除者とは、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第5条の2の規定に基づき、試験科目の免除を受ける者をいう。

※3 同時受験者とは、精神保健福祉士試験と同時に受けようとする者をいう。

② 介護福祉士試験の受験手数料について

(社会福祉士及び介護福祉士法施行令第12条第2項の改正)

	【現行】	→	【改正後】
	18,380円	→	20,510円

③ 精神保健福祉士試験の受験手数料について

(一般受験者の手数料は精神保健福祉士法施行令(平成10年政令第5号)第2条、科目免除者・同時受験者の手数料は精神保健福祉士法施行規則(平成10年厚生省令第11号)第7条の2第2項の改正)

	【現行】	→	【改正後】
○ 精神保健福祉士試験受験手数料(一般受験者)	24,140円	→	28,910円
○ 精神保健福祉士試験受験手数料(科目免除者(※3))	18,820円	→	22,950円
○ 精神保健福祉士試験受験手数料(同時受験者(※4))	19,520円	→	23,300円

※4 一般受験者とは、科目免除者及び同時受験者以外の者をいう。

※5 科目免除者とは、精神保健福祉士法施行規則第6条の規定に基づき、試験科目の免除を受ける者をいう。

※6 同時受験者とは、社会福祉士試験と同時に受けようとする者をいう。

- ④ その他所要の改正を行う。

3. 根拠法令

<政令案の根拠>

- 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 9 条第 1 項（同法第 40 条第 3 項において準用する場合を含む。）
- 精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）第 9 条第 1 項

<省令案の根拠>

- 社会福祉士及び介護福祉士法第 7 条第 1 号、第 40 条第 2 項第 2 号及び第 44 条
- 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第 12 条第 1 項
- 精神保健福祉士法施行令第 2 条

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和 8 年 7 月中旬（予定）
- 施行期日：令和 8 年 7 月 18 日